

第3次 多治見市情報化計画

(素案)

平成28年12月20日版

多 治 見 市

目次

第1章 情報化計画の策定にあたって	1
第1節 情報化計画策定の趣旨	1
第2節 情報化計画の位置付け	2
第3節 計画期間と見直し	4
第4節 計画の構成	5
第2章 情報通信政策の状況	6
第1節 国の動向	6
第2節 県の動向	11
第3節 情報通信技術の状況	13
第4節 多治見市における状況	17
第1款 市勢の概況	17
第2款 多治見市における情報政策	18
第5節 市民意識調査（多治見市情報化に関するアンケート）	23
第6節 取り組むべき課題	25
第3章 第3次多治見市情報化計画	27
第1節 基本方針	27
第2節 基本施策～施策の柱～	28
第3節 実施施策	30
第1款 にぎわいと活力を創出する情報化	30
第2款 安全・安心に寄与する情報化	34
第3款 情報化による行政運営の効率化	37
第4節 計画の実現に向けて	41
資料編	XLII
資料1 第3次多治見市地域情報化計画の策定経緯	XLII
資料2 多治見市地域情報化推進懇談会設置要綱	XLII
資料3 多治見市地域情報化推進懇談会委員	XLII
資料4 多治見市情報化推進会議設置規程	XLII
資料5 多治見市情報化に関するアンケート	XLII
資料6 用語集	XLII

第1章 情報化計画の策定にあたって

第1節 情報化計画策定の趣旨

本市は、平成 17 年度に「多治見市情報化計画」を策定した以降、地域情報化と市内情報化の取組みを統合し、市民生活の利便性向上や行政運営の効率化を推進してきました。

平成 23 年度には上記計画の見直しを図り、「情報から伝わる 元気な都市 多治見！」を基本理念に、情報化施策を展開してきたところです。

施策を進める一方で、スマートフォンの急速な普及やサイバー犯罪の多様化など、情報化をとりまく社会情勢は日々急速に変化しています。

また、本市の政策を定める最上位の計画である総合計画が改訂され、平成 28 年 4 月から、第 7 次多治見市総合計画が始まりました。

平成 28 年度をもって第 2 次情報化計画が終了することを踏まえ、社会情勢の変化に対応するとともに、第 7 次多治見市総合計画との整合を図るため、計画の見直しを行い、「第 3 次多治見市情報化計画」を策定しました。

本計画に基づき、本市の魅力・活力・利便性を発展させるとともに、一層の行政運営の効率化を図ることで、市民生活の向上に寄与するよう、情報化施策の推進に努めていきます。

第2節 情報化計画の位置付け

本計画は、「第7次多治見市総合計画」を上位計画とし、これと整合性を図りながら、まちづくりの基本方針『まるごと元気！多治見』に基づき、市民生活の安全・安心、そして地域の活力の醸成に寄与するとともに行政運営の効率化を進めるための情報化施策を定めた個別計画です。

また、総合計画を補完する政策分野ごとの個別計画のうち地域防災計画、環境基本計画、行政改革大綱については、本計画と密接な関係を有する計画として整合を図っていきます。

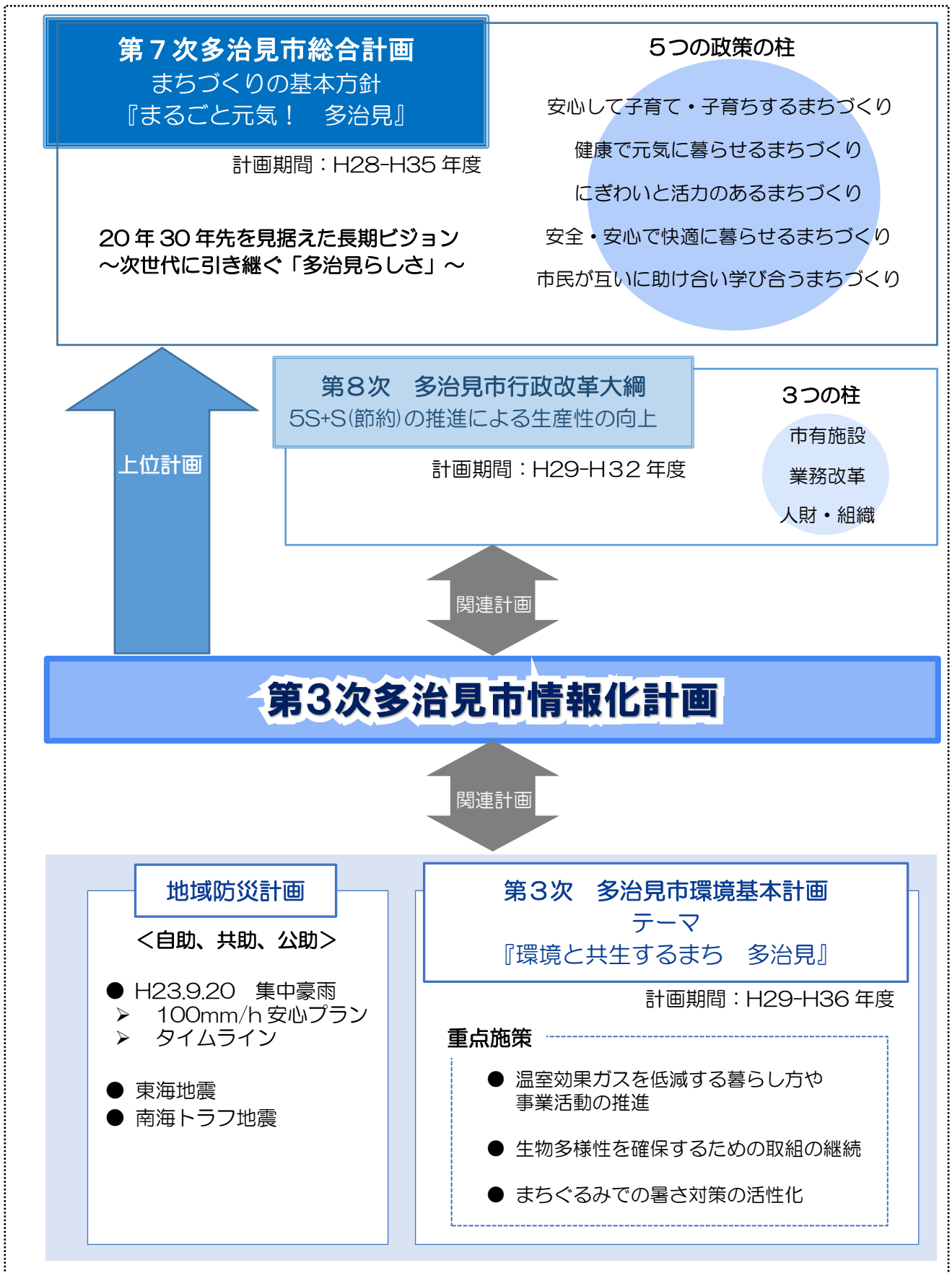
本計画は、第2次情報化計画の評価を踏まえ、時代に沿った新たな内容としています。

図表 1 総合計画における情報化施策

安心して子育て・子育てするまちづくり
●学校教育施設などの整備 ・情報通信技術を活用した教育環境の整備を推進するため、セキュリティ対策を含めた情報通信設備の強化を図ります
にぎわいと活力のあるまちづくり
●観光振興 ・メディアやSNSなど様々な媒体を活用し、美濃焼を中心とした多治見の魅力をまるごと発信します
政策を実行・実現する行財政運営
●市民サービスの向上 ・情報セキュリティ対策を徹底するとともに、市民サービス及び事務効率の向上を図るため、情報システムを整備します ・マイナンバーカードを活用したサービスを検討します

資料：第7次多治見市総合計画（平成28年4月）

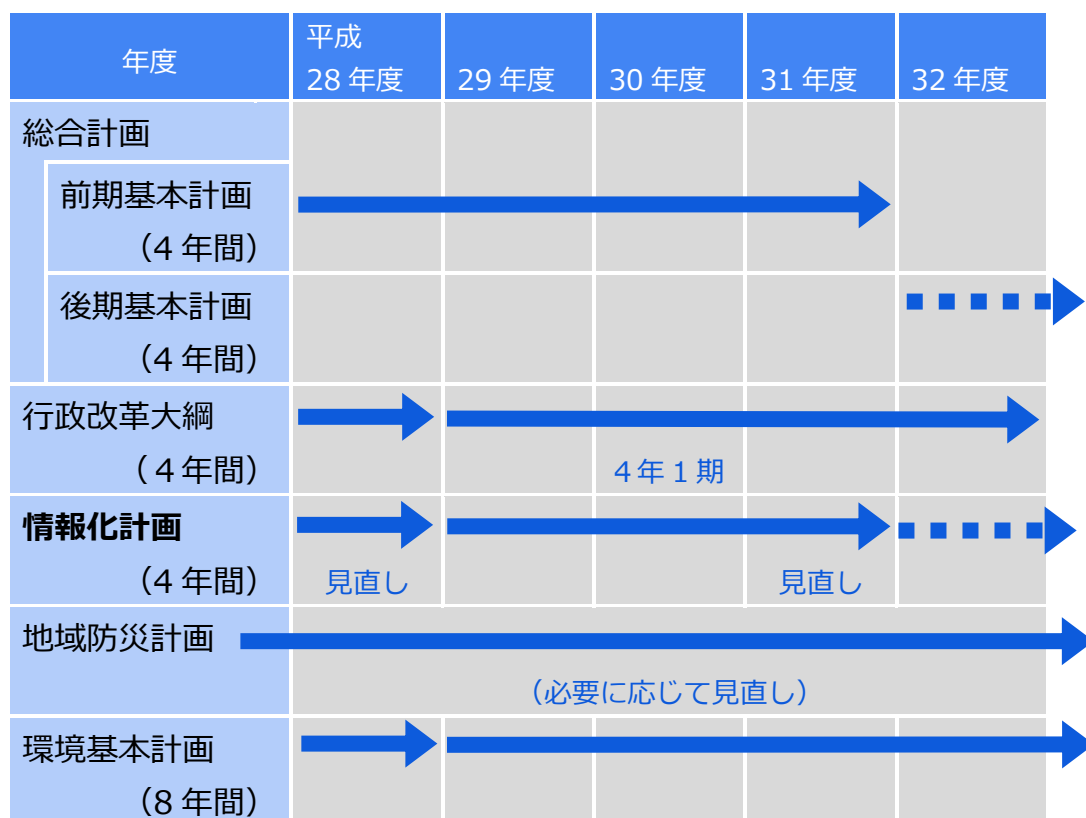
図表 2 上位計画等との関係



第3節 計画期間と見直し

本計画は、平成29年度から平成31年度までの3年間を計画期間とします。上位計画である総合計画の基本計画（前期計画）の計画期間は平成31年度までであり、同年度に予定されている総合計画の見直しに合わせ、本計画についても平成31年度に見直しを行うこととします。なお、本計画の計画期間内においても社会環境・経済情勢・市民ニーズの変化、市の財政状況を鑑み、必要に応じて計画の見直しを行うことがあります。

図表3 関連計画の計画期間

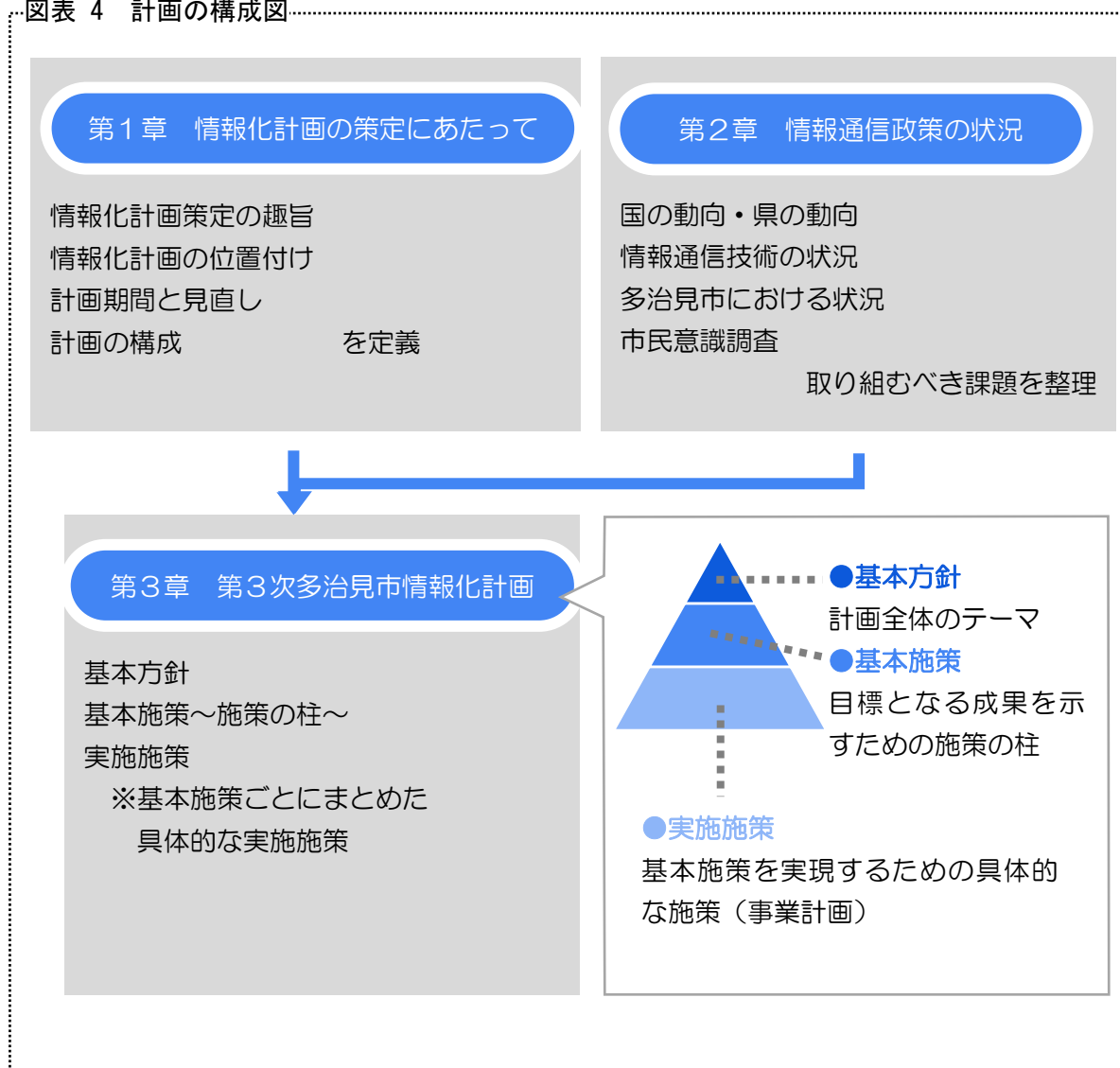


第4節 計画の構成

本計画は、多治見市における情報通信技術の活用を中心として情報共有やコミュニケーションまでを含む幅広い「情報」施策を対象とします。

計画全体を通じたテーマとして基本方針を設定し、施策の柱となる基本施策を定めます。さらに、基本施策の下にこれを実現するための具体的な施策を定める実施施策を定めます。

..図表 4 計画の構成図..



第2章 情報通信政策の状況

第1節 国の動向

(1) 国の情報化政策

国では、IT 基盤整備に向けての戦略（e-Japan 戦略（平成 13 年 1 月））が進められ、平成 22 年 5 月には「新たな情報通信戦略」が公表され、平成 25 年 6 月には「世界最先端 IT 国家創造宣言」が策定されました。

「世界最先端 IT 国家創造宣言」に基づき、平成 25 年 5 月には新たに内閣情報通信政策監（「政府 CIO」）が設置され、各種施策の推進に取り組んでいます。同宣言は毎年改訂されており、平成 28 年 5 月の改訂においては、「国から地方へ」、「地方から全国へ」と横展開することにより、安全・安心・快適な国民生活の実現を目指し、2020 年までを「集中取組期間」として、重点項目を中心に展開しています。

図表 5 国における情報化政策の経緯

IT 基盤整備	平成 11 年	○ミレニアム・プロジェクト（新しい千年紀プロジェクト）について（平成 11 年 12 月 19 日 内閣総理大臣決定） ・教育の情報化、電子政策の実現、IT21（情報通信 21 世紀計画）の推進
	平成 12 年	○高度情報通信ネットワーク社会形成基本法〔IT 基本法〕（平成 12 年法律第 144 号） ・高度情報通信ネットワークの一層の拡充等の一体的な推進 ・世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成 ・教育及び学習の振興並びに人材の育成 ・電子商取引等の促進 ・行政の情報化 ・公共分野における情報通信技術の活用 ・高度情報通信ネットワークの安全性の確保等 ・研究開発の推進 ・国際的な協調及び貢献
	平成 13 年	Oe-Japan 戦略（平成 13 年 1 月 22 日）（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 総合戦略本部）） ・5年以内に世界最先端の IT 国家となることを目指す
	平成 15 年	Oe-Japan 戦略Ⅱ（平成 15 年 7 月 2 日）（IT 戦略本部） ・平成 18 年以降も世界最先端であることを目指す
	平成 18 年	OIT 新改革戦略（平成 18 年 1 月 19 日）（IT 戦略本部） ・IT の構造改革力の追及 ・IT 基盤の整備 ・世界への発信
IT 利活用	平成 21 年	Oi-Japan 戦略 2015（平成 21 年 7 月 6 日）（IT 戦略本部） (1) 三大重点分野 ア 電子政府・電子自治体分野 イ 医療・健康分野 ウ 教育・人財分野 (2) 産業・地域の活性化及び新産業の育成 (3) デジタル基盤の整備
	平成 25～27 年	○世界最先端 IT 国家創造宣言（平成 25 年 6 月 14 日）（平成 26 年 6 月 24 日改定）（平成 27 年 6 月 30 日改定）（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・閣議決定） ・革新的な新産業・新サービスの創出及び全産業の成長を促進する社会 ・健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会 ・公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会
	平成 28 年	○世界最先端 IT 国家創造宣言（平成 28 年 5 月 20 日改定）（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・閣議決定）

図表 6 世界最先端 IT 国家創造宣言

I. 基本理念	
1. 閉塞を打破し、再生する日本へ ○ 景気長期低迷・経済成長率の鈍化による国際的地位の後退 ○ 少子高齢化、社会保障給付費増大、大規模災害対策等、課題先進国 ○ 「成長戦略」の柱として、IT を成長エンジンとして活用し、日本の閉塞の打破、持続的な成長と発展	2. 世界最高水準の IT 利活用社会の実現に向けて ○ 2020年東京オリンピック・パラリンピックは、最先端のIT利活用を世界に発信できる機会 ○ 過去の反省を踏まえ、IT 総合戦略本部、政府CIOにより、省庁の縦割りを打破、政府全体を横串で通し、IT 施策の前進、政策課題への取組 ○ IT 利活用の裾野拡大に向けた組織の壁・制度、ルールの打破、成功モデルの実証・提示・国際展開 ○ 5年程度の期間（2020年）での実現 ○ 工程表に基づきPDCAサイクルを確実に推進
II. 目指すべき社会・姿	
世界最高水準の IT 利活用社会の実現と成果の国際展開を目標とし、以下の3項目を柱として取り組む。	
1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現 ○ 公共データの民間開放（オープンデータ）の推進、ビッグデータの利活用推進（パーソナルデータの流通・促進等） ○ 農業・周辺産業の高度化・知識産業化、○ 起業家精神の創発とオープンイノベーションの推進等 ○ 地域（離島を含む。）の活性化、○ 次世代放送・通信サービスの実現による映像産業分野の新事業の創出 ○ 東京オリンピック・パラリンピック等の機会を捉えた最先端のIT利活用による「おもてなし」の発信	
2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会 ○ 健康長寿社会の実現、○ 世界一安全で災害に強い社会の実現 ○ 効率的・安定的なエネルギー・マネジメントの実現、○ 世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現 ○ 雇用形態の多様化とワークライフバランスの実現	
3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現 ○ 利便性の高い電子行政サービスの提供、○ 国・地方を通じた行政情報システムの改革 ○ 政府における IT ガバナンスの強化	

資料：総務省 平成 26 年版情報通信白書

図表 7 「国から地方へ、地方から全国へ」（IT 利活用の更なる推進のための3つの重点項目）

【重点項目1】国・地方のIT化・業務改革（BPR）の推進
(1) 国のIT化・業務改革（BPR）の更なる推進 (2) 地方公共団体のIT化・業務改革（BPR）の推進 (3) ガバナンス体制の強化
【重点項目2】安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備
IoT・AI の活用にはデータ流通環境の整備が重要。総合科学技術・イノベーション会議、知財戦略本部等とも連携し、推進 (1) 利用者志向のデータ流通基盤の構築 (2) データ流通の円滑化と利活用の促進 (3) 課題解決のためのオープンデータの「実現」（オープンデータ 2.0）
【重点項目3】超少子高齢社会における諸課題の解決
(1) ビッグデータを活用した社会保障制度の変革 (2) マイナンバー制度等を活用した子育て行政サービスの変革 (3) IT 利活用による諸課題の解決に資する取組

資料：総務省 世界最先端 IT 国家創造宣言（平成 28 年 5 月）

(2) 地方創生 IT 利活用促進プラン

国では、地域経済の縮小と人口減少の負のスパイラルを抑制するため、「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26 年法律第 136 号）に基づき、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）を策定しました。これを受けて、各自治体では平成 27 年度中に「地方版総合戦略」を策定しています。

この「地方版総合戦略」の円滑な策定・実行を支援し、自治体や企業の IT を活かした取組みを支援する目的で、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の下に地方創生 IT 利活用推進会議を設置（平成 27 年 1 月 23 日）し、「地方創生 IT 利活用促進プラン」（平成 27 年 6 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）を策定しています。

図表 8 地方創生 IT 利活用促進プランの概要

プランの目標
1. 地域産業の活性化（ひと・しごとをつくる） 2. 住みやすさの向上（まちをつくる） 3. 地方公共団体業務の効率化（まち・ひと・しごとを支える）
地方創生に資する IT 利活用に係る基本的考え方
●地方公共団体等における IT 利活用に係る 3 つの基本方針 基本方針① 地元の魅力、コンセプトづくりの必要性【戦略性】 基本方針② 地元の遊休資源の有効活用の必要性【郷土性】 基本方針③ 地域を超えた連携の必要性【連携性】 ●地方創生に資する IT 利活用に係る 3 つの国の支援方針 支援方針① 変革意欲のある地域（地方公共団体等）への支援 支援方針② 持続可能な取組への支援 支援方針③ 挑戦的な取組と横展開への支援
国の重点的な取組（地方創生 IT 利活用に向けた 3 本の矢）
(1) 地方公共団体等による IT 利活用を推進するための情報共有基盤の整備（地方公共団体等の取組共有とガイドライン等の整備（導入の手引き））関係 (2) 地方公共団体等に対する人材・産業活性化支援関係 (3) 地方における IT 利活用を妨げる障壁解消関係

資料：IT 総合戦略本部 地方創生 IT 利活用促進プラン（平成 27 年 6 月）

(3) マイナンバー制度の施行

■マイナンバー制度

平成 28 年 1 月より、国民一人ひとりに 12 桁の数字を割り当てるマイナンバー制度の運用が開始されました。社会保障、税、災害対策の三つの分野に横断する数字を導入することで、煩雑であった行政手続の簡素化や、サービスの不正給付等の防止が期待されています。

図表 9 マイナンバー制度

公平・公正な社会の実現
所得や行政サービスの受給状況等の把握が容易になるため、不正受給等の防止や、支援が必要な方へのきめ細やかなサービスが可能になります。
行政の効率化
様々な情報の照会、転記、入力等に要していた時間・労力の削減や、複数の業務間での連携が進むことで作業の重複等の削減も図ります。
国民の利便性の向上
行政手続の簡素化による利用者負担の軽減、行政機関の持っている自分の情報の確認、自分に必要なサービスのお知らせを受け取ることが可能になります。

資料：総務省 マイナンバー制度

■マイナポータル

マイナポータルでは、自分の特定個人情報行政機関がいつ、どこでやりとりしたか、行政機関が自分のどのような特定個人情報を持っているかを確認できるほか、行政機関から必要なお知らせ等が表示され、引っ越し等の手続き、納税等も行えるように整備が検討されています。

マイナポータルの運用と行政機関の情報連携は平成 29 年 7 月開始予定となっています。

第2節 県の動向

県では、平成13年2月に策定した「岐阜県 IT 戦略」に基づき、岐阜情報スーパーハイウェイ、ソフトピアジャパン、テクノプラザなどの IT インフラ整備を進め、平成19年3月に策定した「ぎふ IT 活用プラン」では、これらを有効活用し、県民がより豊かに生活できるための支援策として4つの柱立てを展開してきました。

■ 県の情報化の主な成果

図表 10 4つの柱

①豊かな県民生活の実現
・どこでも誰でもITを活用できる環境づくり ・携帯電話への防犯情報をメール配信（安全・安心メール）等
②産業の振興
・岐阜情報スーパーハイウェイの接続拠点（アクセスポイント）の拡大 ・ソフトピアジャパン及びテクノプラザにおけるIT研修等
③行政の効率化
・岐阜県庁公式ホームページの更新 ・市町村共同利用型電子入札システムの普及拡大等
④情報セキュリティ対策の推進
・企業におけるセキュリティ対策の支援 ・学校のセキュリティ対策等

資料；岐阜県情報システム最適化取組方針（平成24年3月）

■ 今後の情報システム最適化に向けた重点施策

図表 11 今後の重点施策

①BPRの推進とクラウドの活用
(1) 「独自」から「標準」へ ～パッケージに業務を合わせる～ ・パッケージ等の汎用製品による標準的な業務手順に、従前の業務手順を合わせるようBPRすることを原則 ・併せて、BPRを推進するための審査体制、手順を確立 (2) 「所有」から「利用」へ ～クラウドの活用～ ・クラウドの積極的活用→コスト削減、常に最新機能を利用できる環境整備、効率的な資源利用 ・クラウドサービス適用の考え方を提示 ・サーバ統合の推進→クラウド活用の前提として、仮想化技術を取り入れたサーバ統合を推進 (3) ICTガバナンスの強化 ・情報システム部門がシステム所轄課に対し、予算・契約前の構想段階のみならず、調達・運用の段階に至るまで一環としたコンサルティングの役割を担う

②最新技術や国の動向を踏まえた県民利便性の向上
(1) 最新 Web サービス等の活用 ～SNS 等～ ・ SNS の運用ガイドライン整備、SNS を活用した情報発信・収集 (2) 国の動向を踏まえた電子行政の推進 ・ 社会保障・税に係る番号制度に対応した、業務手段の見直し、諸規程の改定、システムの改修
③BCP（業務継続計画）の見直し・拡充
・ 東日本大震災を踏まえ、被害想定の見直しなど、情報システム部門の業務継続計画を見直し ・ 庁内システムの復旧の優先付け、定期的な訓練の実施、バックアップデータの遠隔地保管
④セキュリティ対策の推進
・ 情報セキュリティポリシーに基づくセキュリティ対策の推進 ・ サイバー攻撃など新たな脅威に対し、警察と連携しながらシステムの脆弱性検査を実施 ・ クラウド等、外部サービス導入や社会保障・税の共通番号の導入に伴う個人情報等の重要データの保護方法の検討

資料；岐阜県情報システム最適化取組方針（平成 24 年 3 月）

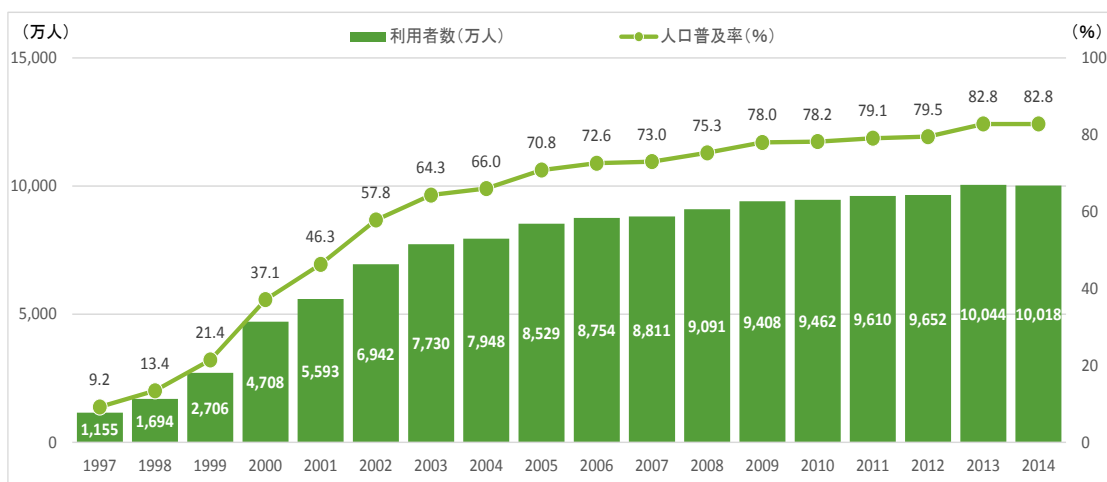
第3節 情報通信技術の状況

情報通信技術をめぐる状況は、日々急激に変化しています。インターネットやブロードバンド、スマートフォンの普及により、市民生活は大きく変化しています。

(1) インターネットの利用人口の推移

2014年のインターネット利用人口は1億18万人、人口普及率は82.8%となっています。

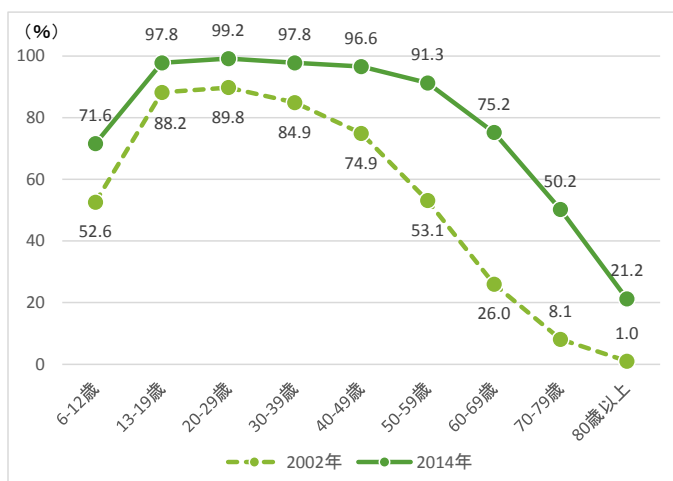
図表 12 インターネット利用人口の推移¹



(2) 年代別インターネット利用率の変化

年代別のインターネットの利用率をみると、いずれの年代も2002年から2014年にかけて上昇しています。なかでも60-69歳では、2002年の約2.9倍の75.2%にまで上昇しています。

図表 13 年代別インターネット利用率の変化

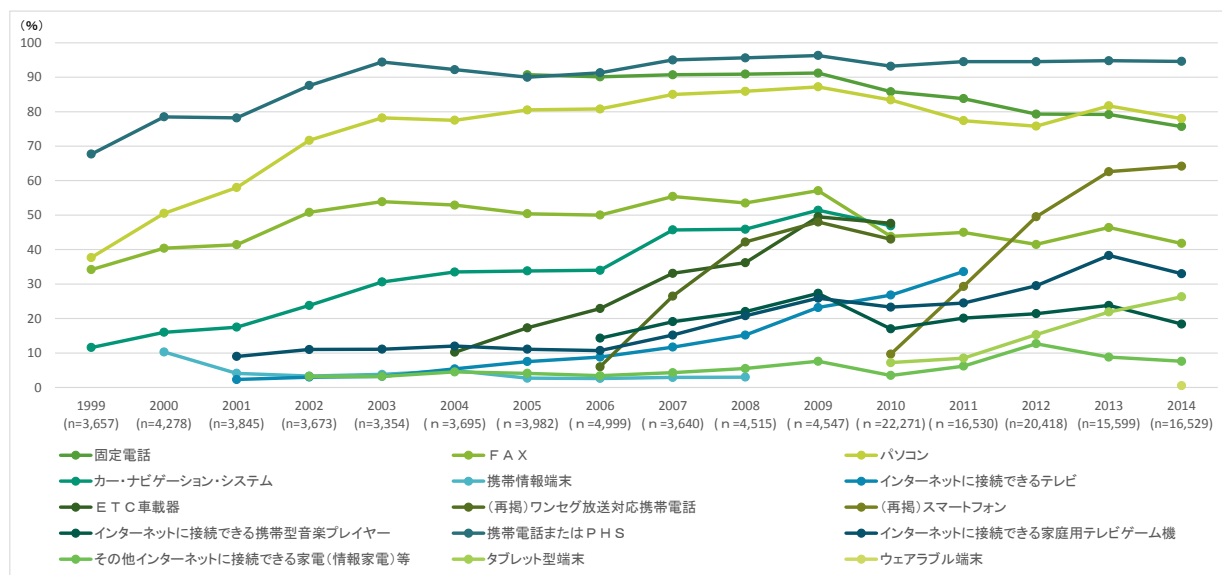


¹ 総務省「通信利用動向調査」

(3) 情報通信端末の世帯保有率の推移

9割以上の人々が携帯電話又はPHSを保有しているなか、2010年以降スマートフォンとタブレット型端末の保有率が上昇しています。

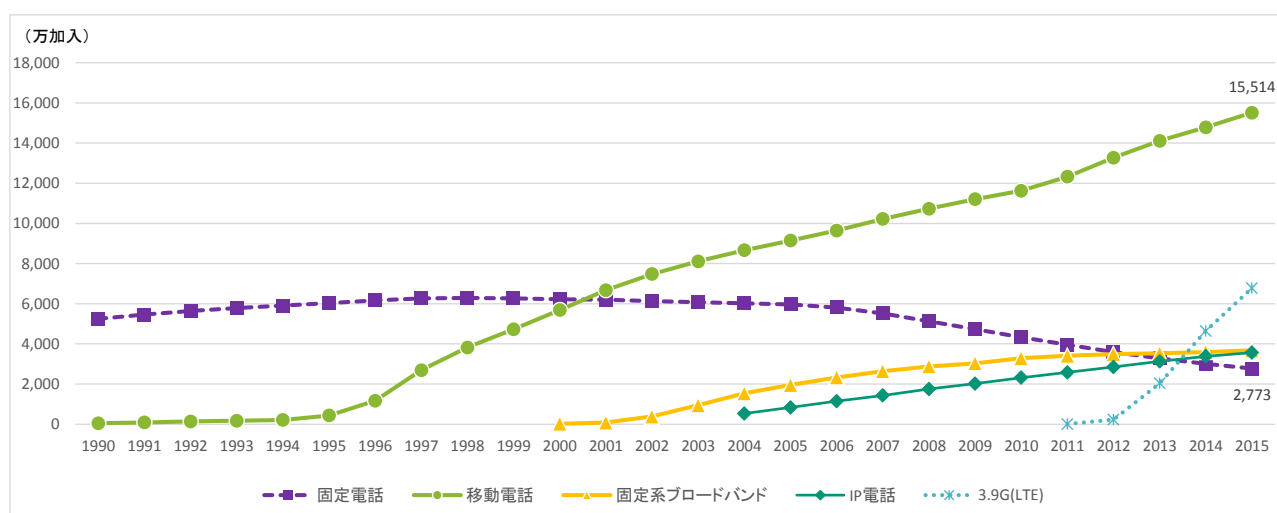
図表 14 情報通信端末の世帯保有率の推移²



(4) 通信サービス加入契約者数の推移

通信サービスの加入契約者数の推移をみると、減少傾向にある固定電話と対照的に、移動電話は増加を続けています。また、2011年以降 3.9G (LTE) もその数を伸ばしています。

図表 15 通信サービス加入契約者数の推移³



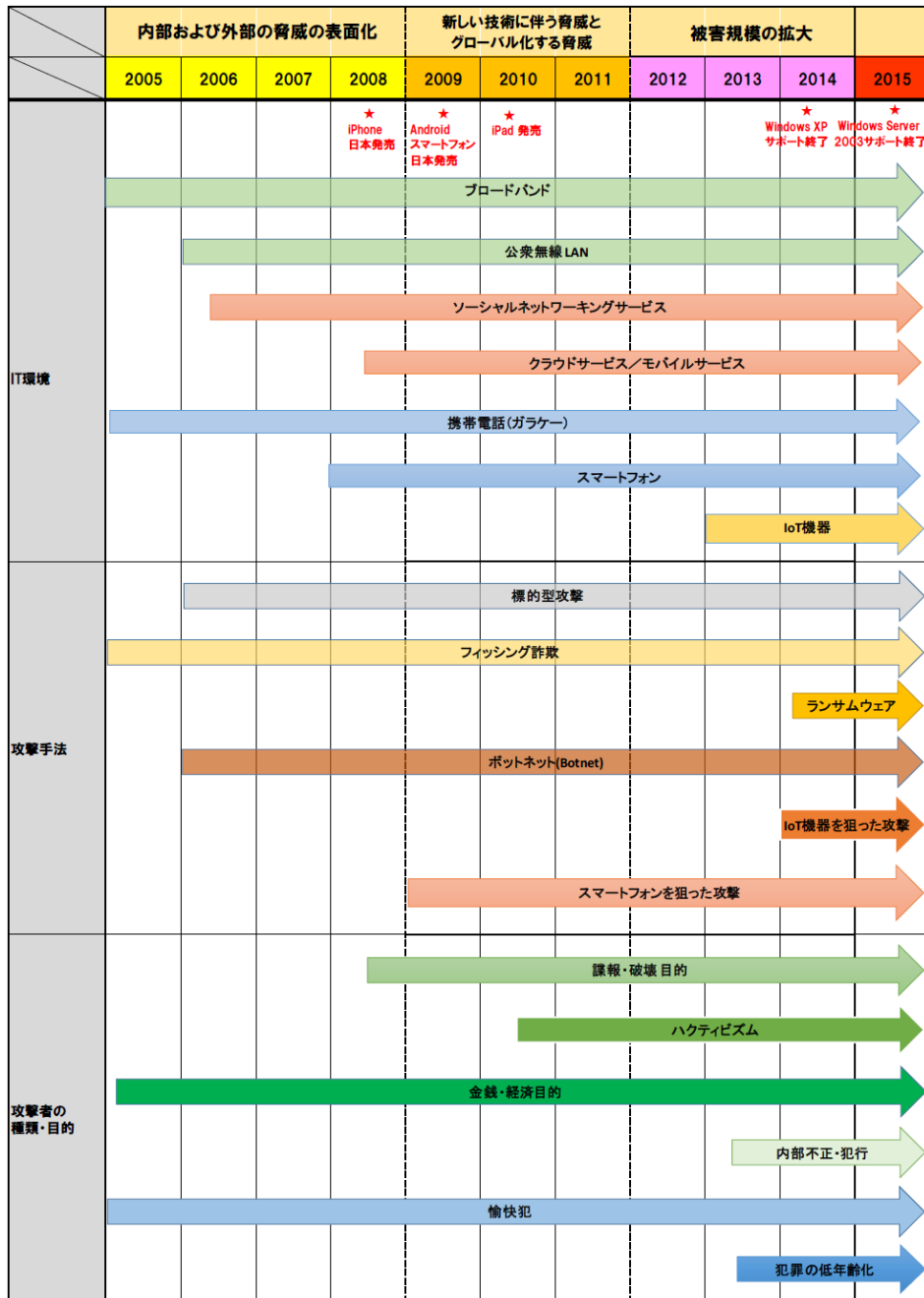
² 総務省「平成 26 年通信利用動向調査」

³ 総務省「電気通信サービス契約数及びシェアに関する四半期データの公表」及び電気通信事業者協会資料により作成

(5) サイバー空間における脅威の増大

■情報セキュリティの変遷

この10年間でICT環境は大きく進歩し、それに伴い脅威が増大し、攻撃手段も変化してきました。平成27年において社会的に影響が大きかった脅威は、個人・社会共に情報の窃取を目的とした攻撃です。その一方で、個人の過失や内部不正による情報の流出も依然として大きなリスクとして認識されています。

図表 16 情報セキュリティの変遷⁴

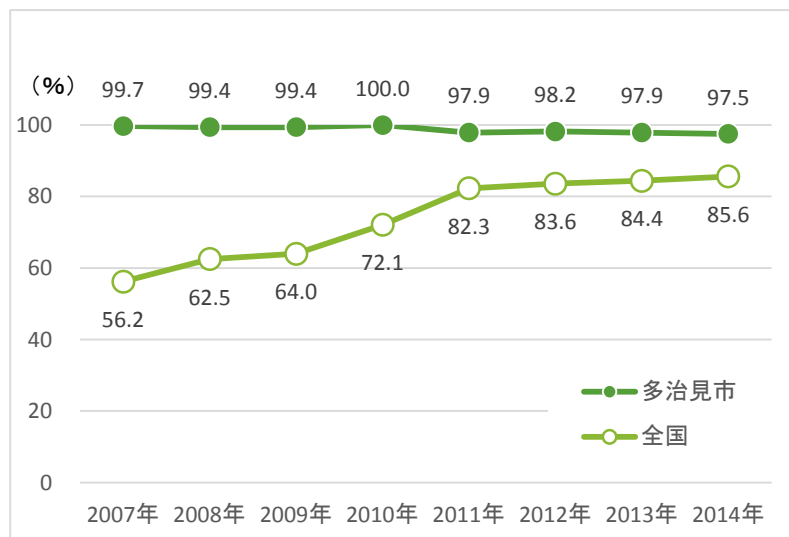
⁴ IPA「情報セキュリティ10大脅威」2016（2016年）

(6) 公立学校の情報インフラ整備状況

①公立学校（小中学校）の普通教室への校内 LAN 整備率の推移

校内 LAN 整備率をみると、2014 年は全国が 85.6%、多治見市が 97.5%となっています。

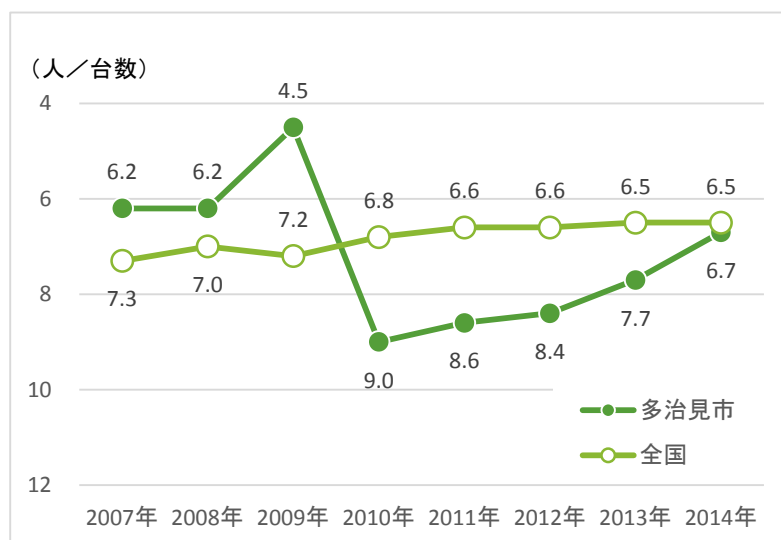
図表 17 公立学校（小中学校）の普通教室への校内 LAN 整備率の推移⁵



②教育用コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数

教育用コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数をみると、多治見市は 2010 年以降増加し続け、2014 年には 6.7 人/台となっています。

図表 18 教育用コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数⁶



⁵ 文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

⁶ 文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

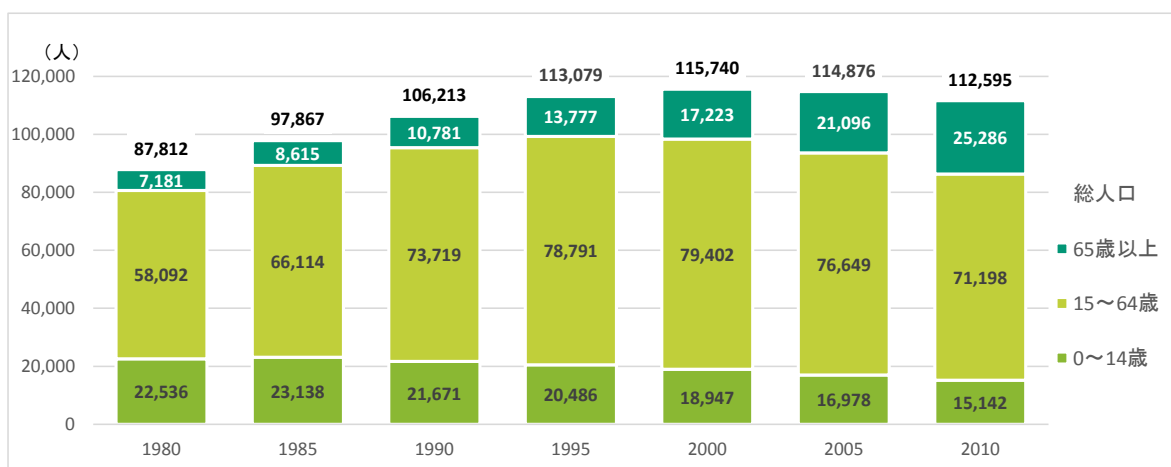
第4節 多治見市における状況

第1款 市勢の概況

(1) 年齢3区分別人口の推移

多治見市の人口は、かつては増加傾向にありましたが、2000年を境に減少に転じています。年齢3区分別でみると、65歳以上人口が1980年から30年で約3.5倍の25,286人にまで増加しています。一方で、0～14歳は1985年以降減少を続けています。

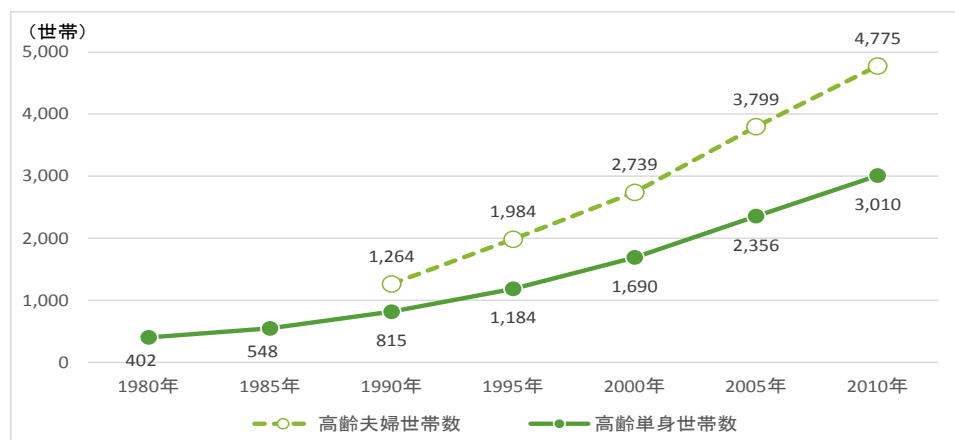
図表 19 年齢3区分別人口の推移⁷



(2) 高齢者世帯数の推移

高齢世帯数は増加傾向にあり、2010年には高齢単身世帯が3,010世帯、高齢夫婦世帯が4,775世帯となっています。

図表 20 高齢者世帯数の推移⁸



⁷ 総務省「国勢調査」(各年共)

⁸ 総務省「国勢調査」(各年共)

第2款 多治見市における情報政策

(1) 情報化計画の変遷

多治見市では、昭和44年という比較的早い時期から市内の電算化に取り組んできました。情報政策を取りまとめる方針については、第4次多治見市総合開発計画（平成3年3月策定）の下位計画として、平成6年4月に「情報化への展望」を策定しました。

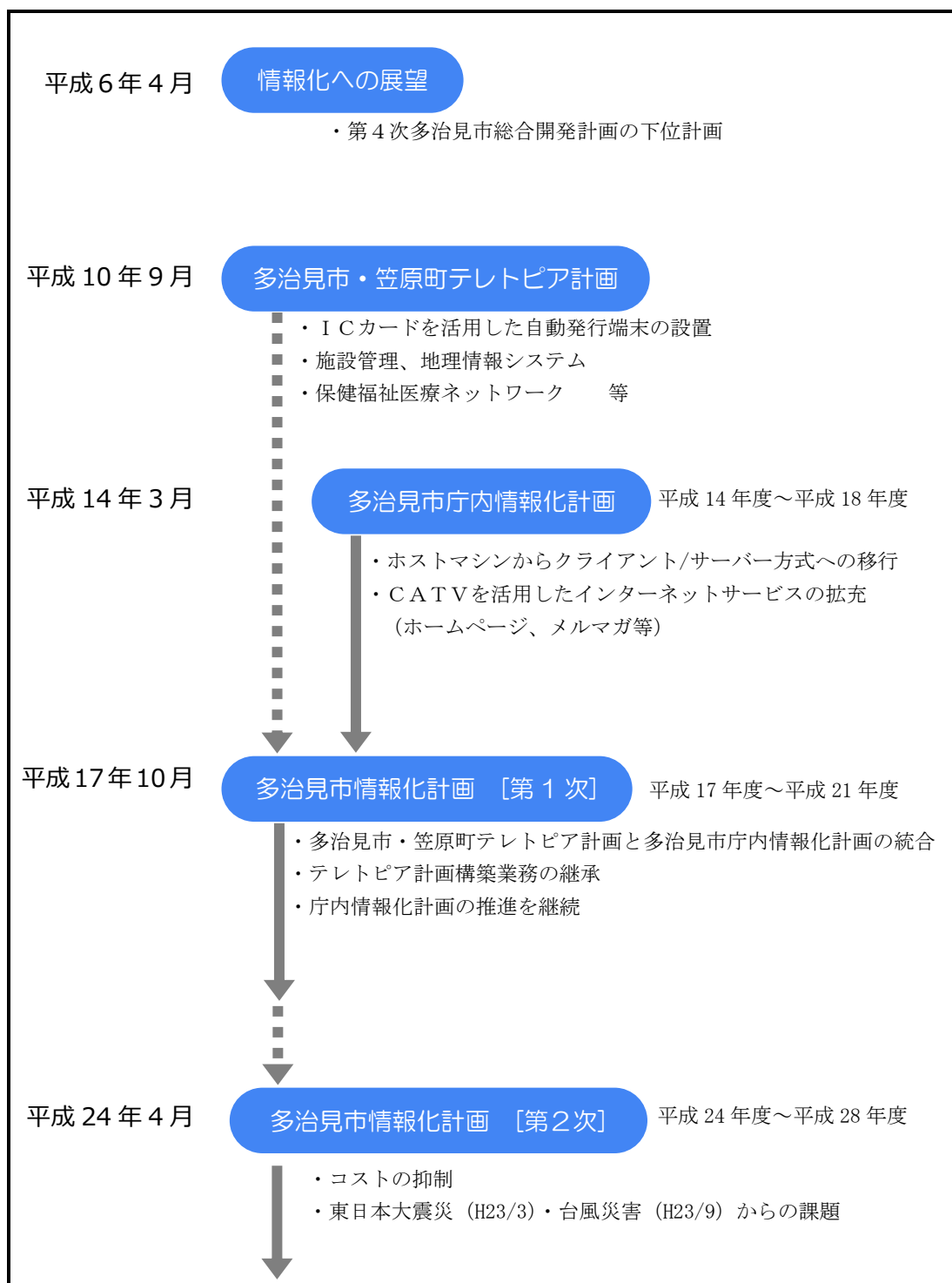
その後、土岐郡笠原町(当時)とともに、ICカードによる自動発行端末の設置などの地域情報化を進めるため、「多治見市・笠原町テレトピア計画」を策定しています。

一方、市内情報化については、ホストコンピュータによる集中処理から、クライアント／サーバ方式への移行が進み始めたこと、インターネットの爆発的な普及などを受け、平成14年3月に「市内情報化計画」を策定しています。

平成17年1月には地域情報化と市内情報化を統合して進めていくため、「多治見市・笠原町テレトピア計画」と「市内情報化計画」を統合し、「多治見市情報化計画」を策定し、平成24年4月にコストの縮減や震災・台風災害などの課題を踏まえ、第2次情報化計画を策定しています。

本計画は、第2次情報化計画の計画期間が終了したこと、平成28年4月から第7次総合計画の計画期間が始まったことを踏まえ、「第3次多治見市情報化計画」を策定するものです。

図表 21 多治見市の情報化施策のあゆみ



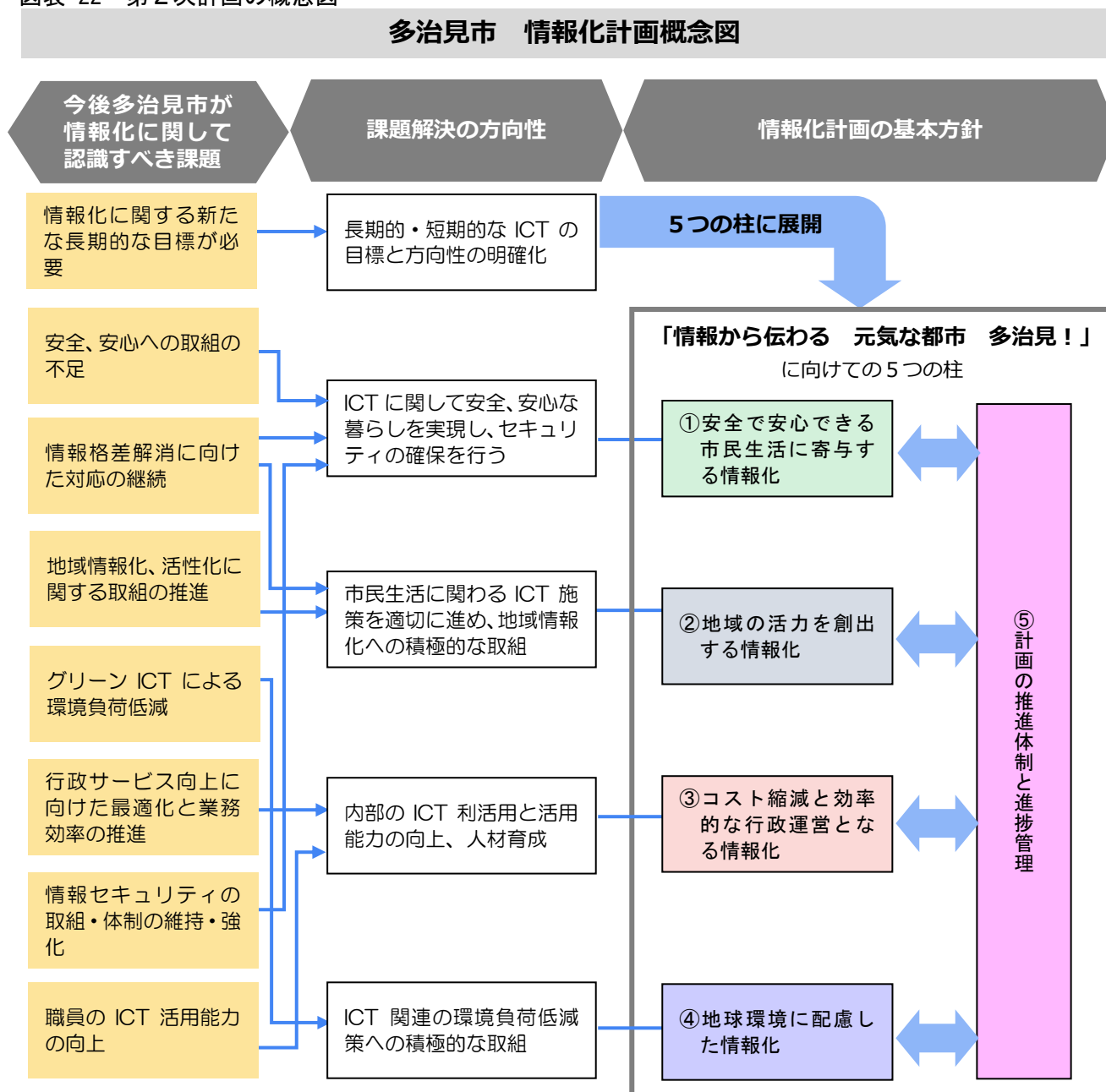
(2) 第2次情報化計画の総括

■第2次情報化計画の概要

第2次情報化計画は、平成24年度から平成28年度までの5年間を計画期間とし、「第6次多治見市総合計画」を上位計画として、まちの将来像「もっと！人が元気！まちが元気！多治見」の実現を目指し、市民を対象とした地域情報化の推進と電子自治体の構築における行政の情報化を合わせた、市における情報化施策を定めたものです。

基本方針では、平成24年より10年先の将来の情報化に視点をおき、8つの課題の解決に向け、目標実現のための5つの柱を掲げて取組みを進めてきました。

図表 22 第2次計画の概念図



図表 23 5つの柱

①安全で安心できる市民生活に寄与する情報化（人が元気になる情報化）
市民と行政との役割分担及び協働のもとに、情報格差を最小限にし、誰でも安全・安心かつ便利に暮らせるよう、ICTの活用を推進していきます。
②地域の活力を創出する情報化（まちが元気になる情報化）
情報発信、情報交流を通じて、地域の活性化や経済の活性化に向けて取組みを進めます。また、次世代の人財育成を支援していきます。
③コスト縮減と効率的な行政運営となる情報化（行政を支える情報化）
行政運営にあたっては、情報技術の活用は欠かせないものとなっています。この情報技術を利用した行政運営にあたっては、情報システムの調達、利用について、費用面、効果面、効率面を考慮実施します。
④地球環境に配慮した情報化（地球に優しい情報化）
ICTを活用して、地球温暖化等の対策に寄与することが期待されています。また、情報機器の増加に伴い、環境に配慮した取組みを進めていきます。
⑤計画の推進体制と進捗管理

資料：多治見市情報化計画（第2次）平成24年4月）

■進捗状況

第2次情報化計画では、5つの柱ごとに具体的な事業の方向性を定め、毎年度、これらに該当する取組みを把握し、進捗状況をチェック、公表してきました。

計画期間の満了に向けて、各取組みの平成28年度末における進捗見込みを調査した結果、第2次情報化計画の柱ごとの取組状況は、次のとおりでした。

図表 24 第2次計画の進捗状況

5つの柱	取組状況
① 安全で安心できる市民生活に寄与する情報化（人が元気になる情報化）	施策数 14 目標以上 2件 目標達成 12件
② 地域の活力を創出する情報化（まちが元気になる情報化）	施策数 8 目標達成 6件 事業終了等 2件
③ コスト縮減と効率的な行政運営となる情報化（行政を支える情報化）	施策数 19 目標達成 17件 事業終了等 2件
④ 地球環境に配慮した情報化（地球に優しい情報化）	施策数 2 目標達成 2件

■第2次情報化計画の総括

第2次情報化計画の総括にあたっては、第2次情報化計画における取組状況や市民意識調査(第5節 市民意識調査(多治見市情報化に関するアンケート)参照)、庁内の状況を踏まえ、課題の解決状況により第2次情報化計画を評価しました。

図表 25 第2次計画の総括

(1) 情報化に関する新たな長期的目標が必要
施策の価値基準を持ち、計画的に事業を遂行していく必要があり、適切に目標を設定していく必要があります。
(2) 安全、安心への取組み範囲の見直しが必要・・・《強化拡充して継続》
昨今、詐欺などのネット犯罪や、特に子どものネット利用に関する不安が大きくなってきています。また、防災の分野では ICT-BCP《初動版》(情報通信分野における業務継続計画)が未策定です。
(3) 情報格差解消に向けた対応の継続・・・《一般的配慮事項として継続》
現在の高齢者は、かつての高齢者のような情報弱者ではなくなっています。 なお、バリアフリーの取組みは、継続的に取り組んでいく必要があります。
(4) 地域情報化、活性化に関する取組み・・・《継続》
地域情報化については、民間企業によるインフラ整備が進み、行政の役割は薄まりつつあります。地域の活性化は、行政全体で取り組む課題ですが、観光振興における情報通信技術の活用は、慎重に取り組む必要があります。
(5) グリーンICTによる環境負荷低減・・・《一般的配慮事項として継続》
第3次多治見市環境基本計画における計画テーマ『環境と共生するまち 多治見』の実現に向けて継続して取り組んでいく必要があります。
(6) 行政サービス向上に向けた最適化と業務効率の推進・・・《新たな方向性で取り組む》
クライアント/サーバ方式や Web 方式のシステムの導入が進み、広範囲にわたり、多数の業務系システムが稼働しています。このため、システムの分散による弊害が大きくなってきており、業務系システムを見直し、標準化と整理・統合を検討していく必要があります。
(7) 情報セキュリティの取組み・体制の維持・強化・・・《強化拡充して継続》
情報セキュリティポリシーや関連規程類は、策定以来、全体的な検証・見直しが行われておらず、また、ソーシャルエンジニアリングに対する対策(職員の意識改革、5S+S(節約)の徹底など)に着眼し、改めて、情報セキュリティ対策を再構築する必要があります。
(8) 職員の ICT 活用能力の向上と人材育成・・・《継続》
職員のオフィススイート(ワープロ・表計算など)の操作スキルは総じて高いとは言えず、また、情報処理について体系的に知識を取得している職員は少数です。このため、職員の ICT 活用能力の向上を図る必要があります。

第5節 市民意識調査（多治見市情報化に関するアンケート）

（1）調査の概要

■実施概要

実施期間：平成28年9月2日～同月14日（回答期限）

実施方法：郵送による

対象者数：無作為抽出による市民1,000人（年齢区分ごと）

15歳以上20歳未満：50人

20歳以上30歳未満 ～ 60歳以上70歳未満：各180人

70歳以上75歳未満：50人

※男女比は50%:50%

■調査票の回収状況

標本数（人）	1,000（100.0%）
回収数（率）	368（36.8%）
有効回収数（率）	368（36.8%）

(2) 調査結果の概要

今回のアンケート結果から分かる多治見市における情報化の状況及び今後の課題は、次のとおりです。

図表 26 調査結果の概要

(1) 情報収集の手段等について	
○	○日常の情報収集としての情報通信機器の利用は、既にパソコンからスマートフォンに移っています。
○	○特に、30 歳代までの若年層は、スマートフォンの利用と新聞離れが顕著で、60 歳代以上の高齢者は、テレビと新聞から情報を入手しており、情報通信機器の利用は低くなっています。
○	○かつてのパソコンと従来マスメディア（テレビ・新聞）という構図から、スマートフォンと従来マスメディアという構図に代わりつつあり、パソコンは日常生活では利用されない機器となりつつあります。
○	○市行政との接点については紙媒体（広報たじみ）が中心となっています。
○	○情報通信機器による公聴広報については、ホームページは目的を持った検索に留まり、SNS では周知が課題となっています。
○	○SNS は広く利用されており、コミュニケーションツールとして電子メールに代わりつつあります。
(2) インターネット利用の状況について	
○	○インターネットの利用は、30 歳代までの若年層では9割を超え、60 歳代でも概ね5割弱となっています。
○	○一日当たりのインターネットの利用時間は、1～2時間が最も多いですが、20 歳代までの若年層では2～4時間が多くなっています。
○	○インターネットの利用目的は、ブラウジングが主であり、特に 10 歳代では SNS や動画配信サイトの利用が目立ちます。将来的には、各種予約、申込みやオンラインショッピングなど消費活動(BtoC)での利用を望んでいます。
○	○インターネットから収集する情報への信頼については一定の留保をしており、無条件に信用しない注意深さが窺えます。
○	○インターネットの利用場所は自宅及び職場が多いですが、20 歳代までの若年層では移動中の利用が高くなっています。
○	○インターネットの利用に用いる機器は、スマートフォンが主となっており、自宅においてもパソコンよりスマートフォンが利用されています。
○	○通信環境については、自宅及び外出先ともに満足を感じています。
○	○情報化に対する不安としては、個人情報の漏えいを危惧しています。
(3) 多治見市の情報化施策について	
○	○市における情報化施策については、防災関連の取組みを期待しており、子育て世代である 30 歳代では子ども・子育て支援も期待しています。

第6節 取り組むべき課題

「(2) 第2次情報化計画の総括」や「第5節 市民意識調査（多治見市情報化に関するアンケート）」を踏まえ、多治見市の情報化における課題を次のとおり整理します。

(1) 施策展開における横断的考慮事項

ア 計画的な事業の遂行

○施策を評価するための基準を持ち、計画的に事業を遂行していく必要があります。

イ 分野横断的な政策的価値に対する配慮

(ア) 情報化施策におけるバリアフリーへの配慮

○バリアフリーの視点での取組みに継続的に取り組んでいく必要があります。

(イ) 情報化施策における環境負荷の低減

○グリーン ICT など環境負荷の低減に努めていく必要があります。

ウ デバイスやサービスの趨勢に従った適切な施策展開とコンテンツの鮮度の維持

○特定のデバイス(機器・装置)や特定のサービス(ソフトなど)が、極めて短期間で普及し、標準化し、また衰退する状況にあります。市民と行政とのコミュニケーションにあたっては、これらのデバイスやサービスの趨勢に沿って展開していく必要があります。

○コンテンツの魅力を高めるため、その鮮度を保つことが必要です。

(2) 地域情報化における課題

ア 賑わい・活力の創出に関する取組み

(ア) 観光振興に関する取組み

○観光拠点における Wi-Fi の整備が求められており、これに対応することで、観光客の周遊や消費を喚起していくことが必要です。

○SNS を活用したクチコミによる誘客や、スマートフォンアプリによる push 型の情報提供の可能性についても検討する必要があります。

(イ) 教育及び人財育成

○現代の社会に必要な情報リテラシーを取得するため、また将来の情報通信技術を担う人材を育成するため、学校との連携も含めた学校内や地域での教育及び人財育成に努めていく必要があります。

※平成 24 年(2012 年)から新学習指導要領に基づき中学校の技術家庭科で「プログラムによる計測・制御」が必修化され、平成 32 年(2020 年)から小学校での「プログラミング教育」の必修化が予定されています。

(ウ) GtoC の取組み

○既に運用している公共施設の予約システムについては、利便性を維持しながら、引き続き運用していく必要があります。

○使用料・利用料金などの電子決済やコンビニエンスストアなどでの証明書発行については、概ね利用者が地理的に限定（市内）されていること、取扱窓口の廃止が困難であることも踏まえ、費用対効果を考慮して導入の是非を検討する必要があります。

イ 安全、安心への取組み

（ア）防災分野における安全・安心

○共助のための避難行動要支援者への支援に係るシステムや、復旧の初動において必要とされる被災者支援システムの適切な運用と訓練が必要です。

○避難所の環境整備も課題となっており、避難所における情報通信環境について、避難初期と避難が長期化した場合とに分けて検討していく必要があります。

○また、ICT-BCP《初動版》（情報通信技術における業務継続計画）が未策定であり、計画を策定、訓練を実施していく必要があります。

（イ）情報通信技術における安全・安心

○インターネットやスマートフォンの普及により、詐欺などのネット犯罪や、スマートフォンへの依存など特に子どものネット利用に関する不安が大きくなってきています。このため、子どもや保護者を対象とした情報セキュリティ・リテラシー教育の推進が必要です。

（3）庁内情報化における課題

ア 情報セキュリティ対策の推進

○標的型攻撃など、職員の意識が問われる事例が多くなってきています。ソーシャルエンジニアリングに対する対策として、5S+S（節約）の徹底など職員の意識改革が必要です。

○情報セキュリティポリシーの全体的な見直しの必要があります。

イ 庁内システムの再構築・評価

○平成30年度稼働予定の基幹系システムの再構築・統合により、庁内システム運用の改善に努める必要があります。

○多くの情報システムが稼働しており、計画的に更新を行っていく必要があります。

○情報システムの標準化に資するため、調達や構築、管理に係るガイドラインを策定する必要があります。

○庁内の情報システムは、これまで拡大の一途を辿ってきていることから、各システムの必要性について評価を行う必要があります。

ウ 情報リテラシーの向上

○職員の情報リテラシーやPCスキルは決して高いとは言えない状況であり、職員のスキル向上に努める必要があります。

エ マイナンバーを活用したサービスの検討

○平成29年7月からマイナンバーを活用した情報連携が始まることも踏まえ、マイナンバーの活用策についても検討が必要です。

第3章 第3次多治見市情報化計画

第1節 基本方針

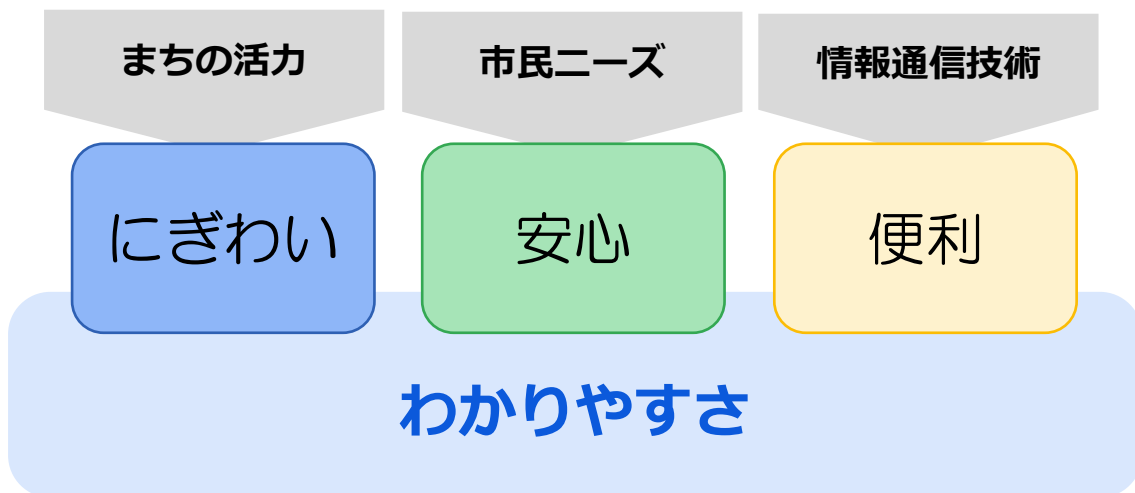
にぎわう！安心！便利！わかりやすい多治見の情報

情報通信技術は、地域社会と人の生活をより良くするためにあります。

少子化・高齢化と人口減少が進んでいくなか、多治見市総合計画（第6次・第7次）のキーワードである「元気」を実現していくため、総合計画で掲げたまちづくりに資する取組みを進めていきます。

第3次多治見市情報化計画では、「にぎわい」、「安心」、「便利」を柱に「わかりやすさ」を共通するキーワードとして取り組んでいきます。

図表 27 基本方針



第2節 基本施策～施策の柱～

第3次多治見市情報化計画では、基本方針の実現に向け、3つの柱を掲げて進めていきます。

(1) にぎわいと活力を創出する情報化

にぎわいと活力をまちに生み出すため、情報通信技術を積極的に活用し、本市の魅力を高め、発信していきます。

(2) 安全・安心に寄与する情報化

市民、企業、行政の全ての部門が情報セキュリティに関する意識を高めることにより、情報化社会の恩恵を安全・安心に受けることができるまちをつくります。

(3) 情報化による行政運営の効率化

情報通信技術を活用した効率化を進め、行政サービスの利便性向上と行政コストの削減を図ります。

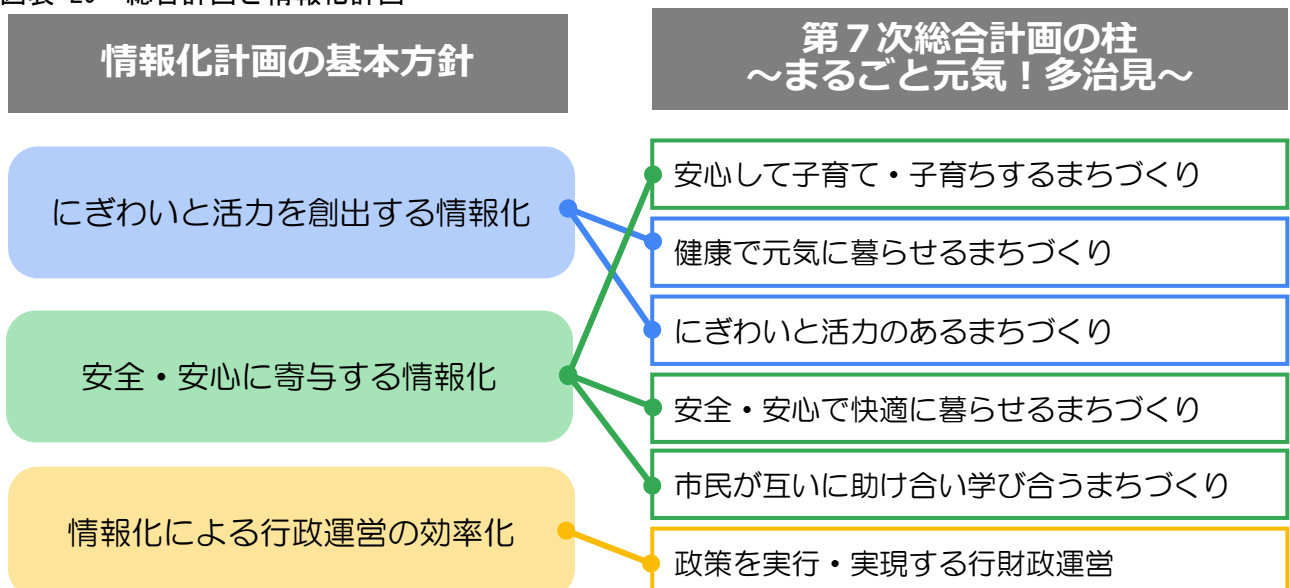
■基本方針ごとの課題への取組み

図表 28 基本方針ごとの課題

課 題	基本方針
・計画的な事業の遂行 ・情報課施策におけるバリアフリーへの配慮 ・情報化施策における環境負荷の低減 ・デバイスやサービスの趨勢に従った適切な施策展開とコンテンツの鮮度の維持	施策全体を通じて取り組んでいきます。
・観光振興に関する取組み ・教育及び人財育成 ・GtoC の取組み	にぎわいと活力を創出する情報化
・防災分野における安全・安心 ・情報通信技術における安全・安心	安全・安心に寄与する情報化
・情報セキュリティ対策の推進 ・庁内システムの再構築・評価 ・情報リテラシーの向上 ・マイナンバーを活用したサービスの検討	情報化による行政運営の効率化

■総合計画における柱と情報化計画における柱との関係

図表 29 総合計画と情報化計画



第3節 実施施策

第1款 にぎわいと活力を創出する情報化

図表 30 実施施策

実施施策	担当課
(1) 公聴広報における SNS の活用	秘書広報課
ねらい	
わかりやすく・親しみやすい情報発信により市民と行政との間の双方向のコミュニケーションを充実させます。	
目指す成果	
少なくとも1種類の SNS を使用して頻繁に情報発信を行っている(概ね週1回以上)。	

実施施策	担当課
(2) 公聴広報におけるバリアフリーの推進	秘書広報課 福祉課
ねらい	
バリアフリー施策の一環として、広報たじみを音声で聴取できるようにします(声の広報)。	
目指す成果	
毎号「声の広報」を発行している(概ね広報の発行日から1週間以内)。	

実施施策	担当課
(3) スマートフォンアプリなど携帯端末に向けた市政情報の提供	企画防災課 秘書広報課 情報課
ねらい	
多様な媒体により広報たじみを届けます。また、イベント案内や災害情報など様々な情報を迅速に配信できる環境を整えます。	
目指す成果	
毎号携帯端末に向けた「広報」を発行している。 また、スマートフォンなどの携帯端末向けのアプリや緊急メールなどにより、様々な情報を迅速に配信するためのサービスについて、方針が定まっている。	

実施施策	担当課
(4) SNSによる子育て情報の発信	子ども支援課
ねらい	
わかりやすく・親しみやすい交流により、安心して子育て・子育てするまちづくりを進めます。	
目指す成果	
少なくとも1種類のSNSを使用して頻繁に情報発信を行っている(概ね週1回以上)。	

実施施策	担当課
(5) SNSによる陶磁器意匠研究所の情報発信	陶磁器意匠研究所
ねらい	
わかりやすく・親しみやすい交流により、陶磁器意匠研究所の魅力を発信していきます。	
目指す成果	
少なくとも1種類のSNSを使用して頻繁に情報発信を行っている(概ね週1回以上)。	

実施施策	担当課
(6) 観光拠点におけるWi-Fi環境の整備	情報課 産業観光課
ねらい	
口コミによる情報発信や回遊性を高め、観光振興に寄与します。	
目指す成果	
主要な観光拠点などにおいてWi-Fi環境が整備されている。	

実施施策	担当課
(7) スマートフォンなどの携帯端末向けのアプリや SNS などを活用した継続的な観光情報の提供 ※7 次総記載事業	産業観光課

ねらい

わかりやすく・親しみやすい情報発信により、多治見の魅力を発信していきます。

目指す成果

少なくとも1種類のサービス（スマートフォンなどの携帯端末向けのアプリ又は SNS）を使用して頻繁に情報発信を行っている(概ね週1回以上)。

実施施策	担当課
(8) 教育施設における情報通信設備の強化 ※第7次総合計画記載事業	教育総務課

ねらい

情報通信技術に関する教育環境を整備し、次世代を担う人財を育成します。

目指す成果

授業で使用する無線 LAN 環境の整備・構築計画を策定している。

実施施策	担当課
(9) 学校との連携による「プログラミング教育」の推進	教育研究所

ねらい

平成32年から小学校で「プログラミング教育」が必修化されることに向け、準備を進めていきます。

目指す成果

小学校における「プログラミング教育」のモデル事業を実施し、その評価を踏まえ、必修化の準備が整っている。

実施施策	担当課
(10) 地域におけるプログラミング講座の開催(人財育成)	情報課
ねらい	
情報処理の義務教育課程での必修化を踏まえ、学校を補完する取組みを展開します。	
目指す成果	
毎年度、子どもを対象とした ICT の講座を開催している。	

実施施策	担当課
(11) 公共施設予約システムの更新	文化スポーツ課
ねらい	
スマートフォンなどの携帯端末への対応も検討し、市民の利用ニーズの高い公共施設予約システムを適切に更新していきます。	
目指す成果	
公共施設予約システムの更新が終了し、安定的に利用されている。	

第2款 安全・安心に寄与する情報化

実施施策	担当課
(1) 避難行動要支援者に係るシステムの運用	企画防災課 高齢福祉課
ねらい	
市民が互いに助け合う共助を充実させていきます。	
目指す成果	
データの更新なども含めた運用スケジュールを定め、適切に運用されている。	

実施施策	担当課
(2) 被災者支援システムの運用	企画防災課
ねらい	
災害時に被災者の支援を迅速に開始できる準備を進めます。	
目指す成果	
データの更新なども含めた運用スケジュールを定め、適切に運用されており、訓練も実施されている。	

実施施策	担当課
(3) 防災ライブカメラの維持・運用	企画防災課
ねらい	
災害対策として設置している防災ライブカメラを適切に維持・運用していきます。	
目指す成果	
機材の更新計画の策定も含め、防災ライブカメラの適切な維持・運用を行っている。	

実施施策	担当課
(4) 避難所において求められる環境整備（短期）の検討	企画防災課 福祉課
ねらい	
情報の入手手段が限定され、刻々と状況が変わる災害時の避難所において、適時適切に情報を提供し、避難者の安心を守っていきます。	
目指す成果	
避難所開設直後における情報提供手段を定め、適切に運用されている。	

実施施策	担当課
(5) 避難所の環境整備（長期：通信環境の整備）	企画防災課 福祉課
ねらい	
避難所での生活が長期化する場合に備え、情報通信環境の整備を検討します。	
目指す成果	
避難所での生活が長期化する場合に備えた、Wi-Fiなどの通信環境の整備計画を定めている。	

実施施策	担当課
(6) ICT-BCP《初動版》の策定	情報課
ねらい	
駅北庁舎の建設を踏まえ、情報通信設備に関し、災害時における業務継続計画を策定し、訓練を行います。	
目指す成果	
ICT-BCP《初動版》を策定し、定期的な訓練も計画されている。	

実施施策	担当課
(7) 情報セキュリティ・リテラシーなどの教育（子ども、保護者）	教育総務課 教育研究所 情報課 くらし人権課
ねらい	
子どもがネット犯罪やトラブルに巻き込まれないようにするため、また、いわゆるスマートフォン依存を予防するため、民間企業や学校などの関係機関との連携も含め、子どもと保護者の両方に情報セキュリティ・リテラシーに関する教育を提供していきます。また、ネット犯罪やトラブルに巻き込まれた際の相談窓口を案内していきます。	
目指す成果	
おとどけセミナー（出前講座）にメニューを掲載するとともに、子どもを対象としたICTの講座などにおいても啓発を行っている。 市内の学校と連携して、子どもと保護者に対して、情報セキュリティ・リテラシーに関する教育を実施している。	

第3款 情報化による行政運営の効率化

実施施策	担当課
(1) セキュリティ対策（庁内）の推進（技術的側面） ※第7次総合計画記載事業	情報課
ねらい	
マイナンバー制度の本格運用を踏まえ、技術的な情報セキュリティ対策を進めていきます。	
目指す成果	
基幹系システムと他のシステムとの分離などのセキュリティ強靱化事業を実施し、運用している。	

実施施策	担当課
(2) セキュリティ教育（庁内）の推進（社会的側面）	情報課
ねらい	
ソーシャルエンジニアリングに対する対策を進めるため、5S+S(節約)を徹底していきます。	
目指す成果	
研修などを通じて、クリアデスク・クリアスクリーンなどのソーシャルエンジニアリング対策を普及啓発し、監査を実施している。	

実施施策	担当課
(3) 情報セキュリティポリシーの見直し	情報課
ねらい	
平成15年に情報セキュリティポリシーを策定した以降、庁内の情報システムが大きく変化してきているため、情報セキュリティポリシーの全面的な見直しを行います。	
目指す成果	
情報セキュリティポリシーの全面的な見直しが終了し、新しいポリシーの適用が宣言され、定期的な研修が計画されている。	

実施施策	担当課
(4) 基幹系システムの再構築・統合 ※第7次総合計画記載事業	情報課及び各業務担当課
ねらい	
基幹系システム再構築・統合を進め、各システム間の円滑な連携を確保することで、サービスの向上と経費の縮減に寄与します。	
目指す成果	
基幹系システムの再構築・統合事業が実施され、運用されている。	

実施施策	担当課
(5) 庁内情報システムの新規構築・更新業務	情報課及び各システム担当課
ねらい	
庁内情報システムの新規構築・更新を計画的に進めることで、効率的に事業を進めていきます。	
目指す成果	
既存システムについては、全て更新予定時期を定め、新規構築されるシステムについては、概ね3年前までには、構築予定時期を定め、これらを調整のうえ、一覧できる状況になっている。	

実施施策	担当課
(6) 庁内情報システムの評価	情報課及び各システム担当課
ねらい	
クライアント／サーバ方式や Web 方式のシステムの構築が進み、現在では数多くのシステムが稼働しています。これらのシステムを評価し、構築・維持の必要性を見直すことで、庁内情報システムを整理していきます。	
目指す成果	
庁内情報システムの評価手法を検討し、定めたいえ、各システムの自己評価(担当課評価)と庁内評価(全庁検討)を踏まえ、庁内情報システムの維持と整理に係る計画を策定している。	

実施施策	担当課
(7) 調達・構築・管理に係るガイドラインの検討	情報課
ねらい	
調達・構築・管理に係る事務負担の軽減や、各情報システム間の円滑な連携を確保するため、ガイドラインの策定を検討します。	
目指す成果	
調達・構築・管理に係るガイドラインの検討を行い、策定作業を進めている。	

実施施策	担当課
(8) 情報リテラシー（PC スキル）の向上	情報課及び人事課
ねらい	
職員の情報リテラシーを向上させることにより、生産性の向上を図ります。	
目指す成果	
職員の情報リテラシー（PC スキル）の向上に向けた研修情報を整理し、積極的な受講を勧奨している。	

実施施策	担当課
(9) 委員会インターネット配信の検討	議会事務局
ねらい	
議会活動を広く市民に伝えるため、委員会のインターネット配信について検討していく。	
目指す成果	
常任委員会、特別委員会等、議会活動のインターネット配信について、導入の検討を進めていく。	

実施施策	担当課
(10) マイナンバーカードを活用したサービスの検討（コンビニ証明書等） ※第7次総合計画記載事業	企画防災課
ねらい	
費用対効果や市民ニーズを把握し、真に必要なサービスの展開を検討していきます。	
目指す成果	
コンビニ証明書などのサービスについて、導入の是非を決定している。	

第4節 計画の実現に向けて

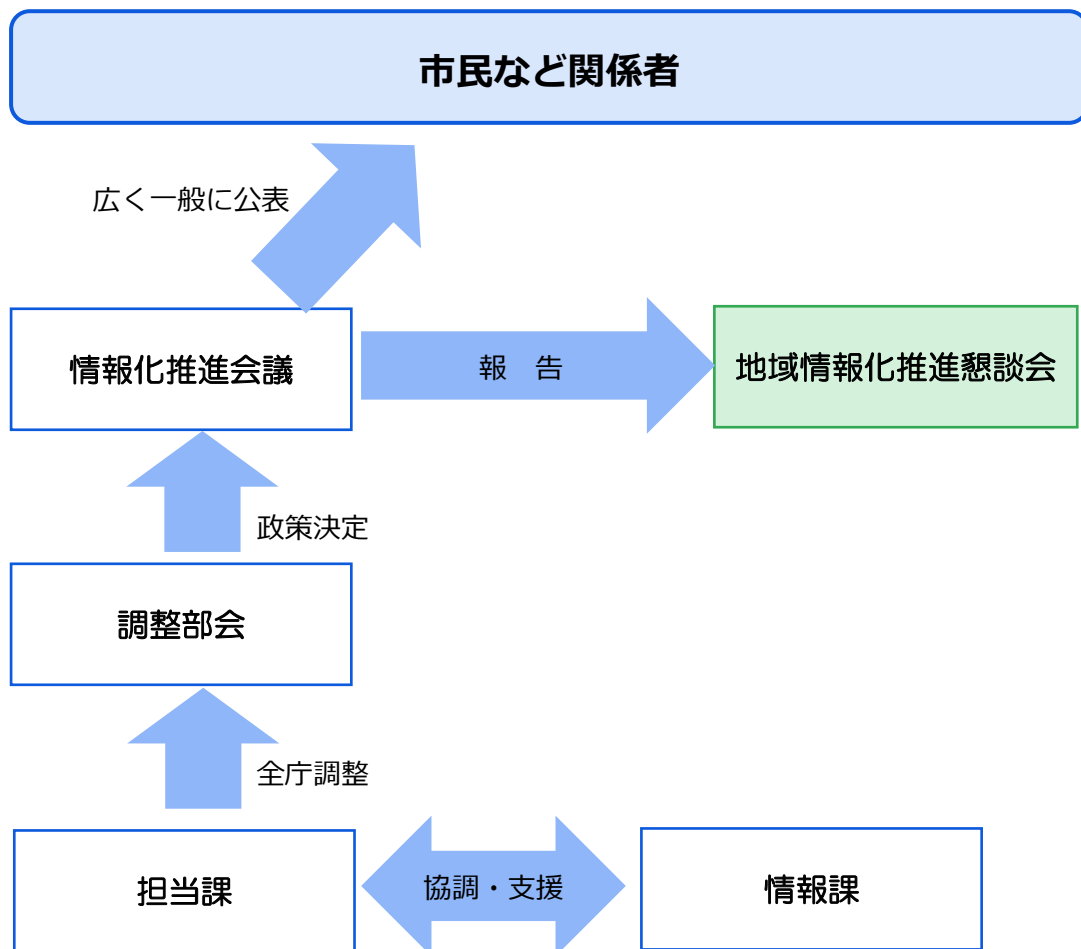
(1) 計画の推進体制

各実施施策の担当課が中心となり実施し、情報化推進会議と同調整部会を通じて、全庁的な取組みとしていきます。

(2) 計画の進捗管理

毎年度、進捗状況を把握し、地域情報化推進懇談会に報告、広く公表していきます。

施策の評価は、各単年度では行わず、本計画の終了に伴う総括のなかで実施していきます。



資料編

- 資料 1 第 3 次多治見市地域情報化計画の策定経緯
 - 資料 2 多治見市地域情報化推進懇談会設置要綱
 - 資料 3 多治見市地域情報化推進懇談会委員
 - 資料 4 多治見市情報化推進会議設置規程
 - 資料 5 多治見市情報化に関するアンケート
 - 資料 6 用語集
-

第3次多治見市情報化計画

平成29年 月

多治見市役所 企画部 情報課

〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町1丁目71番地の1

多治見市役所駅北庁舎

TEL : 0572-23-5564 (直通) FAX : 0572-23-5604

E-Mail : jouhou@city.tajimi.lg.jp

URL : <http://www.city.tajimi.lg.jp/>